

くらしの法律救急箱



第45回 葬儀・祭祀に関するギモン

Q1 自分の死後の葬儀の行い方を決め、遺族に守ってもらうにはどうすればよいでしょうか。

A1 葬儀や法要のやり方を遺言にしておくことが考えられます。ただし、葬儀の方法などは、法律上の遺言事項には含まれず、法的な拘束力はありません。

しかしながら、遺言を作ってまで故人が伝えなかったことといえますから、一般的には尊重されると考えられます。

Q2 離れて住む子どもたちに墓を管理させることは負担となるので、墓をなくし、自分の死後、遺骨は海にまいてもらいたいと思っています。このような散骨は許されるのでしょうか。

A2 「墓地、埋葬等に関する法律」によれば、埋葬（死体を土中に葬ること）と火葬が認められ、埋葬・焼骨

の埋蔵は、原則として許可を受けた墓地以外の区域に行ってはならないとされていますが、海などに遺灰等をまく散骨については規定がありません。

そこで、20数年前に散骨が許されるのかどうかが問題となりましたが、国は「葬送のための祭祀として節度をもって行われる限り問題はない」との見解を示しました。

その後、散骨はより広がりを見せたことから、独自に規制を設ける自治体が現れています。

例えば、熱海市では、散骨場の経営を許可制にし、平成27年7月に「海洋散骨事業ガイドライン」を設けました。これによれば、散骨を事業として行う場合、熱海市内の土地から10キロメートル以上離れた海域で行うこと、夏の海洋散骨は控えること、焼骨をパウダー状にし、飛散させないため水溶性の袋へ入れて海面へ投下することなどが求められています。このような社会情勢にも配慮が必要でしょう。

Q3 父が亡くなり、私が喪主として葬儀を執り行いました。その際の費用は、他の相続人にも分担して支払ってもらうことはできますか。



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

A
3

葬儀費用を誰が負担するかという点について法律の定めはありません。

そこで、①相続人全員で負担する、②相続財産から支払う、③喪主が負担する、などの考え方がありますが、③喪主が負担するという裁判例が多いといえます。相続人同士が不仲な場合は、葬儀の後で精算を求めても拒否されることがありますが、この考え方によれば、それは不当とは言えないということです。

葬儀を執り行うに当たっては、相続人間で特別な合意がない限り、喪主がその責任と負担で葬儀社と契約をし、支払義務を負うことを踏まえておかねばなりません。

Q
4

両親の死後、仏壇やお墓を誰が引き継ぐのかについて話し合いがまとまりません。決める方法はありませんか。

A
4

民法は、仏壇やお墓の所有権について「慣習に従っ

て祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する」と定めています。

まず、仏壇やお墓は相続財産ではないので、相続人が共同相続することはありません。

被相続人は、生前又は遺言で祭祀承継者を指定することができますが、指定がないときは、慣習に従うこととなります。しかし、慣習が色濃く残っている地域は少なくなっており、慣習が明らかでないときは、家庭裁判所が定めることとなります。

裁判所の判断においては、承継候補者と被相続人のつながり、祭具などのある場所と承継候補者との距離、承継候補者の意思や能力、利害関係人の意見などが考慮されます。

もともと、相続人以外に祭祀を承継すべき人がいないならば、遺産分割協議に伴って話し合われることが多いでしょう。ただし、相続とは切り離されるべき問題ですので、例えば、祭祀を主宰していくことを理由に相続分を多くしてほしいと求める権利はありません。また、仮に相続放棄をしても、祭祀を承継することは認められません。